



マイナンバーカードの特急発行



Q マイナンバーカードの特急発行とは何ですか

- A** 特定の要件を満たした方を対象に、申請から受け取りまで通常約1ヶ月かかるところ、1週間前後でマイナンバーカードを受け取れる仕組みのことです。出生届と同時に新生児のマイナンバーカードの特急発行も受け付けております。受け取りについては、申請者本人宛に住所地へ簡易書留郵便(転送不要)でお送りします。

※出生届と同時の場合、里帰り先に郵送することもできます。 ※書類不足等で窓口での受け取りとなる場合もあります。

Q 特急発行の対象者と申し出可能な期間を教えてください。

- A** 以下の表のとおりです。

対象者	申請できる期間
1歳未満の方(顔写真不要)	1歳になるまで
国外から転入をした方 (注意)国外転出者向けマイナンバーカードをお持ちの方は継続利用手続きをします。	転入届をした日から30日以内
マイナンバーカードを紛失した方	(市に)紛失届をした日から30日以内
転入や出生以外の理由(無戸籍等)で新たに住民票に記載された方	本人確認書類を入手した日から30日以内
新たに住民票に記載された中長期在留者等	住所を定めて転入届をした日又は中長期在留者となった届出をした日から30日以内
マイナンバーや住民票コードの変更に よりマイナンバーカードが失効した方	変更の請求をした日から30日以内または職権によるマイナンバーの変更に よりマイナンバーカードの返納を求める旨の通知が到達した日もしくは当該通知に代えてその旨の公示をした日から30日以内
マイナンバーカードの再交付を希望する方(焼失・盗難・著しく損傷・磁気不良等)	焼失・盗難・著しく損傷した日から30日以内またはマイナンバーカードの機能が損なわれた日から30日以内
マイナンバーカード追記欄の余白がなくなった方	追記ができなかった日から30日以内 (注意)券面記載で余白無しになったばかりの方は通常の再交付申請をしてください。すでに余白無し状態で新たに券面記載が必要になった方が対象です。
刑事施設等に収容されていた方	本人確認書類を入手した日から30日以内

Q 特急発行の申請ができる場所・時間をおしえてください

A 市役所窓口での申請となります。

市民課または田沼・葛生各行政センター

平日の午前9時～午後4時30分まで

※上記に加え、市民課のみ毎月第4日曜の午前9時～午後1時まで(22日にあたる第4日曜を除く)受け付けています。

佐野新都市行政サービスセンター

平日及び土日・祝日の午前10時～午後7時まで

※毎月第3土曜日の翌日曜日、年末年始(12月29日～1月3日)が休業日です。

Q 申請はどのようにすればよいですか

A 窓口申請に申請者本人が来庁し、受付にてお申し出ください。出生届と同時の場合を除き、代理人による申請はできません。

申請時に必要な持ち物

① 本人確認書類2点(15歳未満の場合は本人の本人確認書類2点に加えて法定代理人の本人確認書類2点)

P10の本人確認書類【A】～【C】から2点(【A】1点を含む)をお持ちください。本人確認書類【C】2点のみでは受付できません。また、本人確認書類【A】を含まない2点(【B】と【B】または【B】と【C】)の場合は、照会書兼回答書を郵送しカード交付時に持参いただくことで住所確認を行うため、カード交付時に市民課または各受付窓口へ再度、来庁いただく必要があります。

② 再交付手数料【紛失など有料再交付となる方のみ】

有料再交付の場合、通常発行だと手数料1,000円ですが、特急発行では手数料2,000円が必要となります。ただし、余白なしの場合など本人の責めによらない場合は無料となります。

③ マイナンバーカードを紛失、盗難、焼失した事実を疎明する書類【紛失、盗難、焼失して再交付となる場合】

紛失、焼失した場合はその事実がわかる書類が必要です。警察署等に遺失届、盗難届を届け出たことを証する書類(受理番号が必要)や、消防署または市町村の発行する「り災証明書」に相当するものを持参ください。

※ご自宅内で紛失された場合は不要です。 ※詳しくは市HPをご覧くださいか、事前にお問い合わせください。